

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	13
許認可等の種類	保護の開始の申請に対する処分			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第24条第1項			
許認可等の概要	保護の要否、種類、程度及び方法の決定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]</p> <p>1 「生活保護法による保護の基準」 (昭和38年4月1日厚生省告示第158号)</p> <p>2 「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知) 第1～第10</p> <p>3 「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) 第1～第13</p> <p>4 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」 (昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知) 第1～第13</p> <p>5 「生活保護問答集について」 (平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 第1～第13</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において処理期間が定められているため)</p> <p>[参考]生活保護法第24条第5項 申請のあった日から14日以内に通知(特別な理由のある場合30日)</p> <p>[参考]生活保護法第24条第10項 申請の経由機関(町村長)は、申請書を5日以内に実施機関(福祉事務所長)に送付</p>			
期間の制定根拠	—			